

子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメント実施結果

子ども・子育て支援事業計画（案）に寄せられた計画に関するご意見と市の考え方については、以下とおりです。

- 1 募集期間 平成26年12月16日～平成27年1月16日
- 2 意見数 2件3項目

No.	該当頁	意見の内容	市の考え方
1	P22	公立保育園全園で0歳児、長時間保育を実施してください。羽久手、築山。天道、日進保育園で、改善を。	乳児保育の需要を満たしている現状では、公立保育園において乳児保育を実施する予定はありませんが、就労時間を順次引き下げていく間に状況を把握し、乳児の受入れ拡大が必要となる場合は、公立保育所においても実施に向け検討していきます。
2	P21 P35	認定こども園への移行を取りやめ、保育園としての役割を公立保育園が果たしてください。	認定こども園への移行につきましては、P35にあるとおり現時点では必要性が少ないことから本計画には掲げておりません。保育サービスにつきましては、公立、私立を問わず、市域全体でニーズがカバーできるよう実施していきます。
3	P35	ひとり親家庭の自立支援についての記載で、今後は離婚前から離婚直後の相談体制を整え、子どもの不利益を回避し、精神的な負担の軽減を図る為には、特にお金（経済的自立）と子どもの精神的な不利益を回避（民法766条改正では子の最善の利益と記載）するためにも別居親との面会交流の促進、啓発、共同養育に導くための講座、パンフレット制作、既存の面会交流支援団体との協力体制の構築が特に必要だと思えます。福祉（ふくし）とは、ふつうにくらせるしあわせなのですから、離婚や別居などの被害者である子ども達を区別、差別しない施策の運用を期待します。	現在、希望者にはこども課窓口にて、離婚前から離婚直後の相談を受けております。相談者には面接交流や養育費はもとより、就労や保育施設、住宅、児童手当および児童扶養手当等の経済支援について説明をさせていただきながら、離婚後の生活や育児について話をする中で、離婚によって今後の母子・父子にどのような影響や問題があるのかを考えていただく機会となるよう努めています。今後も離婚によりひとり親家庭が直面する問題をできるだけ回避できるように努めてまいります。いただきましたご意見につきましては、これからのひとり親家庭支援の参考とさせていただきます。

注 ※ いただいたご意見による素案の修正は行いません。